

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	支給認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町介護手当支給条例第 5 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町介護手当支給条例第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、別表
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町介護手当支給条例 （対象者） 第 2 条 この条例において「在宅障害者等」とは、在宅で 1 か月以上連続して介護を受けている者で、別表に定める者とする。 （受給対象者） 第 3 条 手当の受給対象者は、在宅障害者等を常時介護している者とする。 （受給申請） 第 4 条 介護手当を受けようとする者は、在宅障害者等介護者手当支給申請書（様式第 1 号）を介護支援専門員又は在宅福祉相談員を通し、町長に提出するものとする。 （支給認定） 第 5 条 町長は、申請書の提出を受けたときは、必要な調査等を行い、その適否を決定し、在宅障害者等介護者手当認定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。 （受給権消滅） 第 6 条 前条の認定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するにいたったときは、受給資格を消滅する。 （1） 在宅障害者等が死亡したとき。 （2） 在宅障害者等を福祉施設に入所させたとき。 （3） 在宅障害者等が第 2 条に該当しなくなったとき。 （4） その他町長が介護手当の支給が適当でないとしたとき。 （支給の額及び時期） 第 7 条 介護手当の支給は、認定した月から始め、支給すべき理由が消滅した日の属する月で終わる。</p>

	<p>2 支給の時期は、4月から6月までを7月に、7月から9月までを10月に、10月から12月までを1月に、1月から3月までを4月にそれぞれ支給する。</p> <p>(介護手当の額)</p> <p>第8条 介護手当の額は、月額1万円とする。</p> <p>別表 略</p>
<p>参 考 資 料</p>	
<p>標 準 処 理 期 間</p>	<p>■設定 □未設定</p> <p>60日</p>
<p>備 考</p>	
<p>設 定 日</p>	<p>平成27年10月31日</p>